

令和元年 1 2 月定例会（令和元年 1 2 月 2 3 日）

泉南清掃事務組合議会会議録

令和元年第2回泉南清掃事務組合議会定例会会議録

目 次

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のための出席者	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	4
○仮議席の指定	4
○議長の選挙について	4
○副議長の選挙について	5
○議席の指定	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	7
○管理者の挨拶	8
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○例月現金出納検査結果報告	10
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○閉会の宣告	25
○署名議員	27

令和元年泉南清掃事務組合議会第2回定例会

議事日程（第1号）

令和元年12月23日（月曜日）午前10時開議

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長の選挙について
- 日程第 3 副議長の選挙について
- 日程第 4 議席の指定
- 日程第 5 会議録署名議員の指名
- 日程第 6 会期の決定
- 日程第 7 議案第 1号 泉南清掃事務組合監査委員の選任について
- 日程第 8 監査報告第2号 例月現金出納検査結果報告
- 日程第 9 議案第 2号 泉南清掃事務組合行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 3号 泉南清掃事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 4号 令和元年度泉南清掃事務組合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第 5号 平成30年度泉南清掃事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第12

出席議員（12名）

1番	福田雅之君	2番	二神勝君
3番	見本栄次君	4番	上甲誠君
5番	畑中譲君	6番	中村秀人君
7番	金子健太郎君	8番	河部優君
9番	岡田好子君	10番	堀口和弘君
11番	森裕文君	12番	南良徳君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	竹中勇人君	副管理者	水野謙二君
会計管理者	東野雅毅君		

事務局職員出席者

事務局長	知久孝君	事務局次長兼 総務課長	小川哲司君
事業課長	古木康之君	事業課長代理	東浩次君
総務課長代理	石田弘司君		

開会 午前10時10分

◎開会の宣告

○事務局長（知久 孝君） おはようございます。

申しわけございません。それでは、ただいまから令和元年第2回定例会を開催させていただきます。

私は、事務局長の知久と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日の議会につきましては、泉南市・阪南市の議会選出組合議員に異動がございましたので、議長・副議長が不在となっております。

したがいまして、議長選出までの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長者でございます南議員に臨時議長の職務をお願いしたいと存じます。

恐れ入りますが、南議員、議長席までお願いいたします。

○臨時議長（南 良徳君） おはようございます。

それでは、これより開会をいたします。

本日、議員の皆様方には、公私とも何かとご多忙のところご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日の議会につきましては、泉南市及び阪南市の議会選出組合議員の異動に伴いまして、議長並びに副議長が不在となっておりますので、議長選出までの間、地方自治法第107条の規定により、私が臨時議長の職務をとり行わせていただきます。ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

なお、上甲議員より、遅参の届け出がありましたので、ご報告をいたします。

議員定数12名中、ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、令和元年第2回泉南清掃事務組合議会定例会を開会をいたします。

これより会議を開きます。

本日の議会につきましては、阪南市選出議員の皆様には10月の役員改選において、また、泉南市選出議員の皆様には11月の役員改選において、それぞれ泉南清掃事務組合議会議員として選出され、初めての議会となっております。したがいまして、本組合議会の構成に変動がございましたので、大変恐縮ではございますが、議員の皆様のご自己紹介をお願いいたします。

阪南市の福田議員から順次お願ひを申し上げます。

〔議員自己紹介〕

○臨時議長（南 良徳君） 続きまして、理事者並びに事務局の自己紹介をお願いいたします。

〔理事者自己紹介〕

○臨時議長（南 良徳君） どうもありがとうございました。



◎開議の宣告

○臨時議長（南 良徳君） それでは、直ちに本日の会議を開きます。



◎仮議席の指定

○臨時議長（南 良徳君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席のところを議席とし、指定いたします。

なお、議席番号は、1番、福田雅之議員、2番、二神勝議員、3番、見本栄次議員、4番、上甲誠議員、5番、畑中讓議員、6番、中村秀人議員、7番、金子健太郎議員、8番、河部優議員、9番、岡田好子議員、10番、堀口和弘議員、11番、森裕文議員、12番、私、南良徳でございます。



◎議長の選挙について

○臨時議長（南 良徳君） 日程第2、議長の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、本職において指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（南 良徳君） ご異議ないものと認め、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

それでは指名いたします。

慣例に従いまして、阪南市議会議長であります二神勝議員を議長に指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（南 良徳君） ご異議ないものと認めます。

よって、議長に二神勝議員が当選されました。

ただいま議長に当選されました二神勝議員がおられますので、本席から当選の告知をいたします。

それでは、議長就任のご挨拶をお願いいたします。

○議長（二神 勝君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、皆様方のご推挙により、泉南清掃事務組合議会議長の重責を担うこととなりました二神勝でございます。

微力ではございますが、円滑な議会運営と本事務組合の事業推進のため尽力してまいり所存でございますので、どうか議員の皆様方、また管理者、副管理者並びに事務局職員皆様方のご支援、ご協力をお願いいたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（南 良徳君） どうもありがとうございました。

ここで私は退席し、二神議長と交代をいたします。ご協力ありがとうございました。

〔議長、臨時議長と交代〕



◎副議長の選挙について

○議長（二神 勝君） それでは、引き続き議事日程により進めてまいります。

日程第3、副議長の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、本職において指名いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二神 勝君） 異議なしと認め、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

それでは指名いたします。

慣例に従いまして、泉南市議会議長でございます南良徳議員を副議長に指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二神 勝君） 異議なしと認めます。

従いまして、副議長に南良徳議員が当選されました。

ただいま副議長に当選されました南良徳議員がおられますので、本席から当選の告知をいたします。

それでは、副議長就任のご挨拶をお願いいたします。

○副議長（南 良徳君） それでは、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、皆様方のご推挙により、泉南清掃事務組合議会副議長に就任をいたしました南でございます。

二神議長のもと、当組合の議会運営に協力してまいり所存でございますので、皆様方のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（二神 勝君） どうもありがとうございました。



◎議席の指定

○議長（二神 勝君） 日程第4、議席の指定を行います。

このたび新たに本組會議員に選出されました議員各位の議席は、泉南市議会会議規則第4条第1項の規定に準じ、ただいまご着席のところを議席と指定いたします。



◎会議録署名議員の指名

○議長（二神 勝君） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、泉南市議会会議規則第88条の規定に準じ、11番、森裕文議員、1番、福田雅之議員を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（二神 勝君） 日程第6、会期の決定を議題といたします。

会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二神 勝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

○3番（見本栄次君） 議長、動議を提出したいと思います。

○議長（二神 勝君） 見本議員。

○3番（見本栄次君） 上甲議員がまだ来られていませんので、日程変更の動議を提出します。

まず日程第9を審議していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（二神 勝君） 動議がただいま見本議員から出されましたけれども、皆さん、いかがでしょうか。

少し休憩をいただきたいと思います。暫時休憩いたします。

〔休憩〕

○議長（二神 勝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど見本議員から動議が出ておりましたが、これについて皆さん、どういたしましょうか。

見本議員。

○3番（見本栄次君） 先ほど動議提出しましたが、動議撤回いたします。

○議長（二神 勝君） ただいま、見本議員から撤回が出ました。これについてはご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二神 勝君） 異議なしと認めます。

それでは、引き続き会議を再開いたします。

◇

◎管理者の挨拶

○議長（二神 勝君） 続きまして、開会に当たり管理者から挨拶のため発言を求めておりますので、これを許可いたします。

竹中勇人管理者。

○管理者（竹中勇人君） おはようございます。

令和元年第2回泉南清掃事務組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、二神議員、南議員におかれましては、当組合議会議長、副議長にご当選、まことにおめでとうございます。

議員各位におかれましては、清掃行政全般にわたりまして格段のご支援、ご協力を賜っておりますことを心から御礼申し上げます。

さて、廃棄物を適正に処理し、快適で良好な生活環境を維持していくことは、市民生活に最も密着した重要な課題であり、全ての市民の願いでもございます。このため、ごみ処理施設の充実を図ることは廃棄物処理行政を行う上で大変重要であり、さらなる安全稼働と適切な運営管理を行ってまいりたいと考えてございます。

さて、本日のご提案申し上げます議案につきましては、議案第1号 泉南清掃事務組合監査委員の選任についてから議案第5号 平成30年度泉南清掃事務組合一般会計歳入歳出決算認定についての以上議案5件でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます、簡単でございますけれども、私の挨拶にかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（二神 勝君） どうもありがとうございました。

◇

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（二神 勝君） 日程第7、議案第1号 泉南清掃事務組合監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の除斥の規定により、上甲誠議員の退席を求めます。

〔4番、上甲 誠君 退席〕

○議長（二神 勝君） 管理者の説明を求めます。

竹中勇人管理者。

○管理者（竹中勇人君） ただいま上程されました議案第1号 泉南清掃事務組合監査委員の選任についてにつきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書1ページをお開き願います。

提案理由といたしまして、組合議会議員の改選に伴い、議会選出の監査委員が不在となっておりますので、慣例に従い阪南市監査委員である上甲誠氏を本組合の監査委員として最適任者と認め、選任いたしたいので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（二神 勝君） どうもありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二神 勝君） 質疑ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二神 勝君） 討論ないようですので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第7、議案第1号 泉南清掃事務組合監査委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二神 勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

除斥者の入場を求めます。

〔4番、上甲 誠君 入場〕

○議長（二神 勝君） ただいま上甲誠議員を監査委員選任に同意することに決定しましたので、上甲誠議員より監査委員就任のご挨拶をお願いいたします。

○4番（上甲 誠君） 改めまして、おはようございます。

大変申しわけございません。ご迷惑をおかけしました。

ただいま選任同意を賜りました上甲でございます。

監査委員就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

泉南清掃事務組合の業務につきましては、構成両市の協力のもと、現在に至るまで滞ることなく運営されておりますが、昨年の台風被害に伴う災害ごみ問題や資源化の問題、環境面といったごみを取り巻く問題は山積みしております。また、今後、新炉建設も控えており、財政面の運営はますます厳しくなるものと推測されます。

そういったことから、この監査というものが一層重要なものとなってまいりますので、組合運営のより一層の適正化に向け、監査委員として尽力してまいる所存でございますので、議員各位におかれましては、当組合運営に今まで以上のご協力をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（二神 勝君） どうもありがとうございました。



◎例月現金出納検査結果報告

○議長（二神 勝君） 日程第8、監査報告第2号 例月現金出納検査結果報告について、上甲監査委員よりお願いいたします。

上甲監査委員。

○4番（上甲 誠君） 議長のお許しを得ましたので、監査報告第2号 例月現金出納検査結果報告につきまして、前任者にかわりご報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づきまして、平成30年度会計の平成31年2月分から令和元年5月分までの4カ月分及び令和元年度会計の平成31年4月分から令和元年10月分までの7カ月分の検査を実施しております。

検査の結果でございますが、出納関係諸帳簿及び証拠書類、現金・預金残高について、収支内容を照合したところ、いずれも符合しており、出納は適正に執行されております。

以上、簡単ではございますが、これで例月現金出納検査結果報告を終わります。

○議長（二神 勝君） どうもありがとうございました。

以上で、日程第8、監査報告第2号 例月現金出納検査結果報告を終わります。

◇

◎議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（二神 勝君） 日程第 9、議案第 2 号 泉南清掃事務組合行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

管理者の説明を求めます。

竹中管理者。

○管理者（竹中勇人君） ただいま上程されました議案第 2 号 泉南清掃事務組合行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書 5 ページをお開き願います。

提案理由といたしまして、工業標準化法の一部が改正されたことに伴い、所要の措置を講ずる必要から、本条例を提案するものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書 7 ページをお開き願います。

工業標準化法の一部改正によりまして、条例で引用する同法に規定する用語が改められることに伴いまして、別表中「日本工業規格」、通称 J I S 規格でございますけれども、これを「日本産業規格」に改めるものでございます。

なお、施行日は公布の日から施行をいたします。

また、9 ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照のほどよろしく願いいたします。

以上、甚だ簡単でございますが、議案第 2 号の説明とさせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（二神 勝君） どうもありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二神 勝君） 質疑ないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二神 勝君） 討論ないようですので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第9、議案第2号 泉南清掃事務組合行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二神 勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（二神 勝君） 日程第10、議案第3号 泉南清掃事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

管理者の説明を求めます。

竹中管理者。

○管理者（竹中 勇人君） ただいま上程されました議案第3号 泉南清掃事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書11ページをお開き願います。

提案理由といたしまして、学校教育法の一部を改正する法律による専門職大学の制度化に伴い、所要の措置を講ずる必要から、本条例を提案するものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書13ページをお開き願います。

学校教育法の一部改正により、専門職大学の制度が新設され、専門職大学の前期課程を修了した者に短期大学士の学位が与えられることから、技術管理者の資格要件に専門職大学に係る事項が追加されたことを受け、第2条第3号エ及びオの中の「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、さらに、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加えるものでございます。

なお、施行日は公布の日から施行いたします。

また、15、16ページに新旧対照表を添付いたしておりますので、ご参照のほどよろしくお願いたします。

以上、甚だ簡単ではございますが、議案第3号の説明とさせていただきます。よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（二神 勝君） どうもありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二神 勝君） 質疑ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二神 勝君） 討論ないようですので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第10、議案第3号泉南清掃事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二神 勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（二神 勝君） 日程第11、議案第4号 令和元年度泉南清掃事務組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

知久孝事務局長。

○事務局長（知久 孝君） ただいま上程されました議案第4号 令和元年度泉南清掃事務組

合一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊補正予算書1ページをお開き願います。

まず、元号を改める政令の施行に伴い、「平成31年度泉南清掃事務組合一般会計予算」の名称を「令和元年度泉南清掃事務組合一般会計予算」とし、元号の表示についても「令和」に読みかえるものといたします。

本議案は、令和元年度泉南清掃事務組合一般会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

補正の内容につきましては、第1条、歳入歳出予算の補正といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ858万8,000円を追加し、それぞれを12億234万1,000円とするものでございます。

また、第2条、地方債の補正としまして、組合債の追加を行うものでございます。

まず、歳出予算につきましては、9ページをお開き願います。

まず、第5款災害復旧費でございますが、昨年の9月の台風によりまして、大阪湾広域廃棄物埋立処分場、いわゆるフェニックスが被害を受けたため、復旧に要する費用について負担が生じたもので、333万8,000円を増額補正いたします。

次に、第6款諸支出金でございますが、同じく昨年9月の台風により清掃工場が被害を受け、復旧に要する費用について、環境省の廃棄物処理施設災害復旧事業費国庫補助金の交付対象事業であることから交付を受けましたが、建物災害共済金の交付を受けたことにより、精算差額分を返還する必要が生じたため、525万円を増額補正いたします。

これらの財源としましては、8ページに記載の繰越金の充当及び災害復旧債の発行によることとし、精算額の両市負担金1億1,943万8,000円を減額させていただくものでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、令和元年度の補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二神 勝君） どうもありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二神 勝君） 質疑ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二神 勝君） 討論ないようですので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第11、議案第4号 令和元年度泉南清掃事務組合一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二神 勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（二神 勝君） 日程第12、議案第5号 平成30年度泉南清掃事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

管理者より成果説明を求めます。

竹中管理者。

○管理者（竹中勇人君） ただいま上程されました議案第5号 平成30年度泉南清掃事務組合一般会計歳入歳出決算につきまして、その成果の概要についてご説明を申し上げます。

平成30年度の一般会計決算につきましては、地方自治法第292条の規定により準用した同法第233条第2項の規定に基づき、監査委員の方々に審査をお願いいたしましたところ、さきにご配付いたしておりますとおり審査意見を付して、議会の承認を賜りたくご提案を申し上げます。

それでは、お手元の主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

まず、1ページの資源ごみ再資源化事業でございますが、廃棄物・リサイクル対策につきましては、廃棄物処理法の改正、各種リサイクル法の制定等により拡充・整備が図られ、廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物をリサイクルすることによって廃棄物の減量を図ることが重要となっております。

このような状況を踏まえ、搬入された資源ごみをリサイクル施設で選別・梱包したものを再資源化、再商品化ルートを通じて還元し、廃棄物の減量及びリサイクル事業を推進するこ

とで循環型社会の形成に努めてまいりました。

次に、2ページのごみ焼却設備定検工事でございますが、設備の機能を安定的に発揮させるため、日常の保守点検及び補修工事に対応をいたしてございますが、稼働中に点検できない施設内部につきましては、運転を休止し、主要機器の分解や部品の検査を行うことにより、定期的な整備点検を実施いたしました。

また、ボイラー設備の毎年1回の法定点検に係る性能検査整備等を実施することで、設備能力を最大限に維持すること及び公害防止に万全を期するとともに、ごみ焼却の安定性及び衛生的な処理を確保することができました。

次に、3ページの1・2号薬液注入装置の設置工事でございますが、工場から排出される焼却灰、混合灰につきましては、大阪湾広域臨海環境整備センターいわゆるフェニックスの堺基地へ搬入し、埋め立て処分を行ってございますが、平成29年度に受け入れ判定基準値である鉛の溶出基準値0.3ミリグラム／リットル以下を超過したことによりまして、約5カ月間の搬入停止措置となったことから、灰押し出し機及びガス冷却灰搬出コンベヤーの水槽部分に薬液注入装置を設置し、重金属安定剤、キレート剤でございますけれども、これを添加することによりまして基準値の安定化を図ることができました。

次に、4ページの温水プール指定管理事業でございますが、温水プール施設はごみ焼却施設に隣接したごみ焼却処理時の余熱を利用した施設でございますが、平成30年度から指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用した住民の健康増進のための施設として、より一層の住民サービスの向上及び経費の節減を図ることができました。

以上が、平成30年度における主要な施策の成果でございます。

何とぞよろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

なお、決算の詳細につきましては、事務局長から説明をいたさせます。

○議長（二神 勝君） どうもありがとうございました。

続きまして、監査委員より決算審査の結果報告をお願いいたします。

上甲監査委員。

○4番（上甲 誠君） それでは、決算審査の結果を前任者にかわりご報告申し上げます。

地方自治法第292条の規定により準用し、同法第233条第2項の規定に基づき、管理者より審査に付されました平成30年度泉南清掃事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、決算書及び附属書類について、令和元年8月27日に厳正な審査を行いました。

その結果、いずれも関係法令に基づいて作成され、計数については関係諸帳簿、証拠書類

と符合しており、その収支は正確であることを認めました。

審査の意見に記載のとおり、決算総額を前年度と比較しますと、歳入は9.2%、歳出は16.1%減少しております。これら歳入歳出ともに主な減少の要因は、工場施設改修工事等の減少に伴うものであり、歳入では、負担金6%の減少、組合債72.2%の減少となりました。また、歳出では、投資的経費72.8%の減少、平成29年度に焼却灰等に含まれる鉛の基準を超過したため必要となった経費の不用額等による物件費6.5%の減少によるものであります。

平成30年度においては、工場での運営方法を長期包括的業務委託への移行となり、温水プール施設では指定管理者制度の導入初年度となりました。また、9月の台風21号上陸において甚大な被害を受けたことにより、今後起こり得る南海トラフ地震を見据えた組合としてのあり方を熟考させられるなど、さまざまな変革の年度となりました。

特に工場の運営に関しては、将来的に新工場が稼働した場合を見据え、泉南清掃事務組合に適した委託方法を、長年培ってきた職員の知識等をもとに、あらゆる角度から管理運営実績評価、モニタリングを行い、よりよい運営、経費の削減へとつながるよう取り組まれたいところであります。

また、指定管理者による温水プールの管理運営においても、法令、条例、仕様書、業務計画書等に基づき実施されているか、また、適正なサービスが利用者に提供されているか等の管理運営実績の評価、モニタリングを行い、必要に応じて助言、指導を行い、利用者の増加、ひいては住民の健康増進の施設として、より一層の市民サービスの向上につなげられたいところであります。

また、災害時、工場等において、歳入では国庫支出金1,400万9,000円、災害復旧事業債4,760万円、歳出では災害復旧費6,164万2,591円が必要となりました。今回の台風により幸い人的被害がありませんでしたが、日ごろより、地震、津波の被害を想定した防災・減災に対する認識を強く持ち、施設では、点検、整備、補修、設備の保護強化はもとより、災害時に膨大な量の廃棄物が発生する実体験をもとに、組合として構成市と協議の上、受け入れ指針等を明確にし、また、ライフライン等の障害を想定した上で迅速な対応、正確な情報伝達等、さまざまな状況を鑑み、泉南清掃事務組合としての災害時のあり方を検討し、事前にホームページ、構成市広報等により発信することにより、災害時に起こる混乱を少しでも軽減させ、市民サービスの向上はもとより、計画を立案し、災害時の経費の削減へとつなげられたいところであります。

以上のことから、今後の組合経営については、地方自治法の本旨に沿った最少の経費で最

大の効果を発揮できるよう、健全な財政経営に取り組むとともに、台風や地震等の災害にも可能な範囲で備えられたいよう意見を付している次第であります。

以上、簡単ではございますが、決算審査の結果報告といたします。

○議長（二神 勝君） どうもありがとうございました。

続きまして、事務局の説明を求めます。

知久事務局長。

○事務局長（知久 孝君） それでは、決算内容につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書3ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、予算現額12億1,266万3,000円に対しまして、収入済額は12億6,559万1,027円となっております。

款別にご説明申し上げます。

第1款、両市からの負担金としまして9億2,910万3,000円、第2款使用料及び手数料としまして1億5,511万6,930円、第3款国庫支出金としまして1,400万9,000円、第4款繰越金としまして3,313万9,035円、第5款諸収入としまして7,872万3,062円、第6款組合債としまして5,550万円となっております。

続きまして、歳出でございますが、4ページをお開き願います。

予算現額12億1,266万3,000円に対しまして、支出済額は11億4,086万4,001円となっております。

款別にご説明させていただきますと、第1款議会費としまして299万6,521円、第2款衛生費としまして7億4,904万4,117円、第3款公債費としまして3億2,718万772円、予備費についての支出はございませんでした。第5款災害復旧費としまして6,164万2,591円となっております。

以上、歳入合計が12億6,559万1,027円、歳出総額が11億4,086万4,001円となり、歳入歳出差引残高1億2,472万7,026円は令和元年度へ繰り越しいたしました。

続きまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

7ページをお開き願います。

まず、7ページから9ページの歳入についてご説明申し上げます。

第1款負担金でございますが、泉南市が5億968万7,000円、阪南市が4億1,941万6,000円でございます。

第2款使用料及び手数料でございますが、持込ごみ処理施設使用料が1億5,511万6,930円

でございます。

第3款国庫支出金でございますが、台風21号被害に伴う廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金としまして1,400万9,000円となっております。

8ページの第4款繰越金でございますが、前年度繰越金としまして3,313万9,035円となっております。

9ページにかけましての第5款諸収入であります。雑入としまして7,872万3,062円で、主なものといたしまして、有価物売払代金として2,197万5,032円、日本容器包装リサイクル協会からのPETボトル等の有償入札拠出金1,181万2,301円、温水プール指定管理者からの上下水道使用料が104万7,811円、熊取町及び岬町可燃ごみ処分費用負担金として1,043万1,179円、台風21号被害に伴う建物災害共済金2,250万3,796円、泉南市及び阪南市災害ごみ処分費用負担金1,067万2,725円でございます。

次に、第6款組合債でございますが、衛生債としまして、ごみ処理施設整備事業債790万円、災害復旧事業債4,760万円の起債を発行してございます。

続きまして、歳出でございますが、10ページをお開き願います。

第1款議会費でございますが、報酬で230万4,681円、行政視察実施に伴う経費としまして、旅費として39万8,520円、交際費として8,400円、バスの自動車借上料が23万2,000円、そして、その他、組合議会の反訳料が5万2,920円となっております。

次に、12ページにかけましての第1目清掃総務費でございますが、正・副管理者及び監査・公平委員、そして情報公開・個人情報保護審査会委員報酬として72万5,645円、給料、職員手当等、共済費は総務課一般職5名分の人件費となっております。

報償費65万3,004円につきましては、情報公開請求及び住民監査請求等に係る裁判などの弁護士費用でございます。

旅費につきましては、職員出張旅費及び行政視察随同行による旅費であります。

次に、12ページにかけましての役務費でございますが、主なものといたしまして、建物災害保険料として98万1,806円、その他、各種職員の健康診断料を支出してございます。

次に、委託料343万円でございますが、主なものとして、公会計制度導入関連業務委託料に160万9,200円、組合ホームページリニューアルに伴う制作費用に116万6,400円となっております。

次に、使用料及び賃借料47万4,893円のうち、国有財産土地使用料35万2,820円は、両市の収集部門が使用している土地の部分について貸し付け料を近畿財務局へ支払いするものでご

ざいます。

次に、負担金、補助及び交付金でございますが、全国都市清掃会議を初めとする各協議会及び職員厚生会、会計管理者に負担金を支出するものでございます。

続きまして、第2目塵芥処理費でございますが、13ページにかけての給料、職員手当、共済費は、事業課一般職7名分の費用となります。

次に、需用費5,561万4,967円についての主なものといたしまして、光熱費につきまして、リサイクルセンターの電気代、上下水道代、プロパンガス代となります。

次に、修繕料でございますが、リサイクル施設の機器修繕、定検工事に伴う修繕が主なものとなっております。

次に、役務費につきましては、ボイラー性能検査、自動車保険料等が主なものとなっております。

続きまして、14ページにかけましての委託料4億2,358万8,924円について、主なものといたしまして、フェニックスへの一般廃棄物埋立処分委託料5,782万3,308円、焼却灰等運搬業務委託料として1,494万1,240円、リサイクル施設における資源ごみ選別業務委託料として5,022万円となっております。また、14ページのごみ処理施設包括的運転等委託に係る運転管理業務委託料1億9,569万6,000円、薬剤調達業務委託料2,810万1,168円、電力調達業務委託料6,861万8,815円につきましては、平成30年度から実施している長期包括的運営委託事業に係るものでございます。

次に、工事請負費9,320万4,000円についてのごみ焼却設備定検工事は、焼却設備が機能を十分に発揮するために、運転中に実施できない内部点検ですとか機器の分解、部品の検査などを実施して、施設の能力を最大限に維持するという工事でございます。また、1・2号薬液注入装置設置工事は、鉛成分を安定させるための薬品を注入する装置を設置したものでございます。

次に、負担金、補助及び交付金につきましては、フェニックスに係る負担金でございます。

続きまして、第2項厚生費、第1目温水プール管理費でございますが、平成30年度から温水プール指定管理制度に伴う委託料となっております。

続きまして、15ページにかけての第3款、第1項公債費でございますが、大阪湾広域廃棄物埋立処分場、いわゆるフェニックス整備事業債、機器改修工事業債、基幹的設備改良工事業債、温水プール施設整備事業債の償還金となっております。

続きまして、第4款予備費についての支出はございませんが、補正予算額3,313万8,000円

につきましては、平成29年度からの実質収支における繰越金を台風被害に伴う復旧事業費の不足分へ充当する場合に備え、予備費へ一時的に財源確保したものでございます。また、流用額61万1,000円につきましては、情報公開請求及び住民監査請求等に係る裁判等への弁護士費用へ充用いたしてございます。

続きまして、第5款災害復旧費でございますが、台風被害に伴う復旧事業費でございます。清掃工場施設災害復旧費につきましては3,295万800円、温水プール施設災害復旧費については2,869万1,791円となっております。

なお、16ページにかけまして実質収支に関する調書、17ページから18ページにかけましては財源に関する調書を添付しておりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、平成30年度決算の概要説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（二神 勝君） どうもありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

森議員。

○11番（森 裕文君） 3点ほど質問をさせていただきます。

まず、災害の方なんですけれども、諸収入、9ページですかね。これ、後学のためにお教えいただきたいんですけれども、泉南市の災害ごみ処分費用負担金、それから阪南市災害ごみ処分費用負担金、これ、先ほどご説明あったように、台風関連の災害ごみ処分であろうかと思うんですけれども、全くよくわからないので素朴な質問なんですけれども、泉南市と阪南市で何でこんなに違うのか。約10倍ですね。この辺の事情をおわかりであれば、後学のために教えていただきたいと。

それから、歳出の方の委託料で、12ページですね。委託料、公会計制度導入関連業務委託料、いわゆる財務書類作成委託料だったんですけれども、これ、30年度の決算ですから29年度の財務書類作成にかかった金額なんですけれども、31年の予算でもまた同じ金額が多分あるだろうと思うんですけれども、この決算審査に当たりまして、財務書類がこの決算書と同時がないというのはどうなんでしょうかと思うんですよ。統一的な基準による財務書類作成の目的というのは、一つには、住民、議会への説明責任を果たすということが1番目に来るんだろうと思いますが、その意味で、財務書類が3月末でないといけないということが、

じゃ、どこに説明をするんだと。ただホームページに載せて住民に見ていただくだけでよろしいのか。やはり30年度の決算書と同時に議会の方にも提示していただかないと、議論の机に載せていただかないといけないのではないだろうか、これは私は思うんですけれども、いかがなものでしょうか。

それから、温水プールなんですけれども、最後にしますけれども、いろいろかつては監査委員さんからの厳しいご指摘もございました。組合会計財政の足を引っ張っているのではないかというふうなこともかつては言われておりましたし、そこで、30年度からは指定管理となって、約4,000万の指定管理料で管理を民間にお願いをしておるわけでございますけれども、今後、そんな中で、泉南市の教育委員会が31年度から泉南市内の学校プールを廃止して、プール授業をこの温水プールにお願いしているという事業が始まっております。そんなんを含めまして、それから老朽化という問題もあるようでございますし、今後この温水プールをどのようにしていくのかという方針なり方向性があればお聞かせをいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（二神 勝君） 小川事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（小川哲司君） お答えいたします。

私、次長兼総務課長でございます、1点目のごみ処分費用関係につきましては、わかる範囲でお答えさせていただき、後、事業課長の古木から補わせていただきたいと思っております。2番目の公会計制度についてもお答えさせていただいて、3番目の部分につきましては、また他の者からお答えさせていただきたいと思っております。

まず、災害ごみ処分費用負担金が構成市、泉南市、阪南市で大きく開いている点につきましては、阪南市の方は、災害ごみを全てといたしますか、こちらに運ぶだけではなくて、民間委託等によっても処分してため。直営処分だけでなく、そういう処分もしたことで減量化を図っています。ごみの出された形が、このごみ処分場で処理しがたいものもありまして、一定その仕分けをやった、それと、その仕分けをやるところから一定かかわった泉南市というところで差がついたものと考えてございます。

続いて、公会計の財務書類につきましては、公開する、お話しするタイミングが決算と同じタイミングがふさわしいのではないかという点につきましては、来年度もまた事業者委託をもってサポートいただきながら作成いたしますので、事業者とも相談させていただいて、このタイミングに間に合う形で作成できればということを検討させていただきたいと思っております。

私からは以上です。

○議長（二神 勝君） 古木事業課長。

○事業課長（古木康之君） 先ほどの災害ごみの件について補足をさせていただきます。

重複すると思いますが、災害が起こった後で、泉南市さんの方はごみ置き場を広い場所に確保しまして、そちらの方で分別を行っていただきました。阪南市さんの方も山間部の方にごみ置き場を設置していただいたんですが、そこに搬入された不燃物、それから金属類といったものは阪南市さんの方はすぐに民間事業者さんの方に委託をされました。泉南市さんの方はりんくうの方の広い場所で、燃えるもの、燃えないもの、選別をされまして、その中で清掃工場に搬入できるものは、ここは焼却場ですので、燃えるもの、あくまでも可燃物を焼却するのがメインでございまして、こちらの方で職員が現地に立ち会いを行い、燃やせると判断したものににつきましては、泉南市さんの分はこちらの方に搬入しました。阪南市さんは、がれき等を除いた部分、燃やせるもの、それを搬入した結果がトン数で差ができて、泉南市さんは約670トン、阪南市さんは約10分の1の70トンという結果になりまして、それぞれ料金をいただくということで、負担金という形でいただくことになりましたので、こういう結果となりました。

以上です。

○議長（二神 勝君） 知久事務局長。

○事務局長（知久 孝君） 私の方から、温水プールの今後ということでご説明をさせていただきます。

議員おっしゃるように、平成31年度、去年から学校プールの使用が始まってございます。これにつきましては、公共の施設であるということがございますので、他の利用者の一般的な使用に妨げにならないように指定管理者の方も工夫されて、学校教育に利用されているということでございます。

そして、これがいつまでこのような状態が続くのかということでございますけれども、後ほど全協をさせていただくときに、新炉の関係でその辺の温水プールの案をさせていただくようになるかと思うんですけれども、できるだけ長い間というんですか、この公共施設の作られた背景を考えまして、可能な限り幅広い利用に供せられればというふうに私どもは考えております。

以上です。

○議長（二神 勝君） 森議員。

○11番（森 裕文君） わかりました。災害ごみの件は、よくわかりました。

財務書類の件は、是非ともそういう方向でご努力をいただきたいと思います。

プールなんですけれども、これは約4,000万の指定管理料の中で、泉南市が学校のプール授業として使っている分についてはどういう、指定管理者と直接泉南市が契約してお支払いをしておるのか、その辺のちょっと契約関係がどうなっているのか。この組合とは関係ないでしょうけれども、その辺、ちょっとつまびらかにしていただきたいと思います。

○議長（二神 勝君） 竹中管理者。

○管理者（竹中勇人君） 泉南市の学校教育のプールの授業を今年から一部、この温水プールを使って事業をさせていただいております。その利用につきましては、教育委員会と指定管理者との間で指導料という形で契約を交わしまして、別途、市の方からお支払いをしているということでございます。

○議長（二神 勝君） 森議員。

○11番（森 裕文君） 指導料でしょう。それは、要するにコーチの指導料ですわね。使用料はどうなっているんですか。指定管理に含まれているんですか。支払いしているんですか。

○議長（二神 勝君） 最後の質問の形になっているかと思うんですけれども。

古木事業課長。

○事業課長（古木康之君） 使用料の方は、いただいております。

○議長（二神 勝君） 議長権限で、森議員、どうぞ。

○11番（森 裕文君） 議長、すみません。

それはやっぱりおかしいでしょう。泉南市が授業で使っているんでしょう、プールを。一般の利用者を横によけてやっているんでしょう、別枠として。どうするんですか、今後。これ、答えはそちらで出ないでしょうけれども。泉南市が考えるべきことでしょうけれども。いや、いいですけれどもね、答弁は。

そういうことを急遽、突然、泉南市の事情で、この事務組合の中で、阪南市、泉南市両市が寄り合っている中で、一方的に泉南市がそんなことをしていいのかということをよくよくお考えいただきたい。

○議長（二神 勝君） 古木事業課長、どうぞ。

○事業課長（古木康之君） プールの利用につきましては、各コース、一般の方も常に利用できるように配慮いたしまして、学校さんが利用できるコースは最大何コースまでということと条件をつけさせていただいて利用させていただいております。

以上です。

○議長（二神 勝君） 1時間経過しておりますけれども、引き続き会議を続行いたします。
ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二神 勝君） 質疑ないようですので、これで質疑を終結いたします。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二神 勝君） 討論ないようですので、これで討論を終結いたします。
お諮りいたします。

日程第12、議案第5号 平成30年度泉南清掃事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、
原案のとおり認定可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二神 勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり認定可決されました。



◎閉会の宣告

○議長（二神 勝君） お諮りいたします。

本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これをもちまして閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二神 勝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれで閉会することに決定いたしました。

本日の会議を閉じます。

令和元年第2回泉南清掃事務組合議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会 午前11時13分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年12月23日

議 長 二 神 勝

署 名 議 員 森 裕 文

署 名 議 員 福 田 雅 之